

制限措置(岩国農林水産事務所、柳井農林水産事務所及び周南農林水産事務所 (光市に係るもの)管内に係るもの)

No	漁業名	制限措置:第11条						第14条第1項 第1号 継続	第14条第1項 第4号 承継
		漁業種類	船舶の 総トン数	推進機関 の馬力数	操業区域	漁業時期	漁業を営む者の資格		
1	機船船びき網	いwash船びき網	5トン未満	48キロワット(15馬力)以下(ただし、電気点火機関にあつては、60キロワット(30馬力)以下)	山口県熊毛郡及び光市地先	1月1日から12月31日まで	山口県熊毛郡平生町に漁業根拠地を有する者	○	○
2	機船船びき網	いwash船びき網	5トン未満	48キロワット(15馬力)以下(ただし、電気点火機関にあつては、60キロワット(30馬力)以下)	山口県柳井市阿月地先	1月1日から12月31日まで	山口県柳井市(同市平郡及び旧玖珂郡大島町を除く)に漁業根拠地を有する者	○	○
3	機船船びき網	いwash船びき網	5トン未満	48キロワット(15馬力)以下(ただし、電気点火機関にあつては、60キロワット(30馬力)以下)	山口県大島郡旧橋町地先(ただし、日良居、浮島地先を除く。)及び大島郡旧東和町地先のうち、大島郡周防大島町外入大三郎鼻突端と大島郡周防大島町立島東端から真東方向1,000メートルの点を結んだ線以西の区域。	1月1日から12月31日まで	山口県大島郡周防大島町(旧大島郡橋町(同郡周防大島町大字浮島、日良居を除く)に限る)に漁業根拠地を有する者	○	○
4	機船船びき網	いwash船びき網	5トン未満	48キロワット(15馬力)以下(ただし、電気点火機関にあつては、60キロワット(30馬力)以下)	山口県大島郡周防大島町地先(旧大島郡東和町地先に限る)(大島北部の東和町地先)	1月1日から12月31日まで	山口県大島郡周防大島町(旧大島郡東和町に限る)に漁業根拠地を有する者	○	○
5	機船船びき網	さより船びき網	5トン未満	48キロワット(15馬力)以下(ただし、電気点火機関にあつては、60キロワット(30馬力)以下)	山口県内海	10月10日から翌年5月10日まで	山口県光市以東の山口県の瀬戸内海側に漁業根拠地を有する者	○	○
6	刺し網	ぼら囲刺し網	5トン未満	定めなし	別記50に掲げる区域内の光市地先	1月1日から12月31日まで	山口県光市に漁業根拠地を有する者	○	○
7	刺し網	ぼら囲刺し網	5トン未満	定めなし	別記50に掲げる区域内の田布施町地先	1月1日から12月31日まで	山口県熊毛郡田布施町に漁業根拠地を有する者	○	○
8	刺し網	ぼら囲刺し網	5トン未満	定めなし	別記50に掲げる区域内の平生町地先	1月1日から12月31日まで	山口県熊毛郡平生町に漁業根拠地を有する者	○	○
9	刺し網	ぼら囲刺し網	5トン未満	定めなし	別記50に掲げる区域内の室津地先	1月1日から12月31日まで	山口県熊毛郡上関町(同町室津に限る)に漁業根拠地を有する者	○	○

制限措置(岩国農林水産事務所、柳井農林水産事務所及び周南農林水産事務所 (光市に係るもの)管内に係るもの)

No	漁業名	制限措置:第11条						第14条第1項 第1号 継続	第14条第1項 第4号 承継
		漁業種類	船舶の 総トン数	推進機関 の馬力数	操業区域	漁業時期	漁業を営む者の資格		
10	刺し網	ぼら囲刺し網	5トン未満	定めなし	別記50に掲げる区域内の上関町長島細越から赤石鼻、戸津、白井田を経て現後鼻に至る間の地先	1月1日から12月31日まで	山口県熊毛郡上関町(同町室津、同町四代、同町祝島除く)に漁業根拠地を有する者	○	○
11	刺し網	ぼら囲刺し網	5トン未満	定めなし	別記29区域内の大島郡、岩国市柱島及び柳井市平郡諸島地先	1月1日から12月31日まで	山口県柳井市(旧玖珂郡大島町除く)、大島郡周防大島町及び岩国市柱島に漁業根拠地を有する者	○	○
12	刺し網	ぼら囲刺し網	5トン未満	定めなし	別記29区域内の柳井市、玖珂郡、岩国市(旧玖珂郡由宇町の地先に限る)地先	1月1日から12月31日まで	山口県柳井市、玖珂郡和木町、岩国市(旧玖珂郡由宇町に限る)に漁業根拠地を有する者	○	○
13	刺し網	ぼら囲刺し網	5トン未満	定めなし	別記29区域内の柳井市伊保庄地先	1月1日から12月31日まで	山口県柳井市(同市平郡及び旧玖珂郡大島町除く)に漁業根拠地を有する者	○	○
14	刺し網	ぼら囲刺し網	5トン未満	定めなし	別記29区域内の柳井市(旧玖珂郡大島町地先を除く)地先	1月1日から12月31日まで	山口県柳井市(旧玖珂郡大島町除く)に漁業根拠地を有する者	○	○
15	刺し網	ぼら囲刺し網	5トン未満	定めなし	別記29区域内の柳井市(旧玖珂郡大島町及び平郡諸島地先を除く)地先	1月1日から12月31日まで	山口県柳井市(同市平郡及び旧玖珂郡大島町除く)に漁業根拠地を有する者	○	○
16	刺し網	ぼら囲刺し網	5トン未満	定めなし	別記29区域内の柳井市阿月相の浦及び池の浦地先	1月1日から12月31日まで	山口県柳井市(同市平郡及び旧玖珂郡大島町除く)に漁業根拠地を有する者	○	○
17	刺し網	ぼら囲刺し網	5トン未満	定めなし	別記29区域内の岩国市(旧玖珂郡由宇町に限る)、柳井市(平郡諸島を除く)及び玖珂郡地先	1月1日から12月31日まで	山口県柳井市(同市平郡除く)、岩国市(旧玖珂郡由宇町に限る)及び玖珂郡和木町に漁業根拠地を有する者	○	○
18	刺し網	ぼら囲刺し網	5トン未満	定めなし	別記29区域内の岩国市(島しょ部を除く)地先	1月1日から12月31日まで	山口県岩国市(島しょ部除く)に漁業根拠地を有する者	○	○
19	刺し網	ぼら囲刺し網	5トン未満	定めなし	別記29区域内の岩国市柱島地先	1月1日から12月31日まで	山口県岩国市(同市柱島に限る)に漁業根拠地を有する者	○	○

制限措置(岩国農林水産事務所、柳井農林水産事務所及び周南農林水産事務所 (光市に係るもの)管内に係るもの)

No	漁業名	制限措置:第11条						第14条第1項 第1号 継続	第14条第1項 第4号 承継
		漁業種類	船舶の 総トン数	推進機関 の馬力数	操業区域	漁業時期	漁業を営む者の資格		
20	刺し網	ぼら囲刺し網	5トン未満	定めなし	別記29区域内の大島郡(旧大島郡大島町地先に限る)地先	1月1日から12月31日まで	山口県大島郡周防大島町(旧大島郡大島町に限る)に漁業根拠地を有する者	○	○
21	刺し網	きす流刺し網	5トン未満	定めなし	山口県内海	4月1日から11月30日まで	山口県柳井市(旧玖珂郡大島町除く)及び大島郡周防大島町(旧大島郡橋町安下庄、旧大島郡大島町に限る)に漁業根拠地を有する者	○	○
22	刺し網	きす流刺し網	5トン未満	定めなし	山口県内海	4月1日から11月30日まで	山口県柳井市(旧玖珂郡大島町に限る)、岩国市及び大島郡周防大島町(旧大島郡橋町安下庄及び旧大島郡大島町除く)、玖珂郡和木町に漁業根拠地を有する者	○	○
23	刺し網	さより刺し網	5トン未満	定めなし	別記16、別記17、別記18及び別記19	8月16日から9月30日	山口県柳井市(同市平郡及び旧玖珂郡大島町除く)に漁業根拠地を有する者	○	○
24	刺し網	さより刺し網	5トン未満	定めなし	別記28	8月16日から9月30日	山口県大島郡周防大島町(旧大島郡橋町日良居に限る)に漁業根拠地を有する者	○	○
25	刺し網	さより刺し網	5トン未満	定めなし	別記25、別記26及び別記27	8月16日から9月30日	山口県大島郡周防大島町(旧大島郡大島町に限る)に漁業根拠地を有する者	○	○
26	刺し網	さより刺し網	5トン未満	定めなし	別記23及び別記24	8月10日から10月9日	山口県岩国市(同市通津、旧玖珂郡由宇町、柱島除く)に漁業根拠地を有する者	○	○
27	刺し網	あじ、さば流刺し網	5トン未満	定めなし	山口県内海	3月1日から11月30日	山口県の瀬戸内海側に漁業根拠地を有する者	○	○
28	刺し網	さわら、たい、まながつお流刺し網	5トン未満	定めなし	山口県内海	3月1日から12月31日	山口県の瀬戸内海側に漁業根拠地を有する者	○	○
29	たこつぼ	たこつぼ	5トン未満	定めなし	熊毛郡上関町祝島東端と愛媛県西宇和郡伊方町見舞崎灯台を見通した線以東の山口県内海。ただし、共同漁業権設定区域を除く。	3月1日から9月19日まで及び10月21日から10月31日まで	山口県柳井市(同市平郡に限る)及び大島郡周防大島町(旧大島郡東和町に限る)に漁業根拠地を有する者	○	○

制限措置(岩国農林水産事務所、柳井農林水産事務所及び周南農林水産事務所 (光市に係るもの)管内に係るもの)

No	漁業名	制限措置:第11条					第14条第1項 第1号 継続	第14条第1項 第4号 承継	
		漁業種類	船舶の 総トン数	推進機関 の馬力数	操業区域	漁業時期			漁業を営む者の資格
30	まき餌釣り	まき餌釣り	定めなし	定めなし	山口県光市以東の山口県内海	1月1日から12月31日まで	山口県光市以東の山口県の瀬戸内海側に漁業根拠地を有する者	○	○
31	いか巣網	いか巣網	5トン未満	定めなし	別記30	4月20日から6月30日	山口県大島郡周防大島町(旧大島郡橋町安下庄に限る)に漁業根拠地を有する者	○	○
32	小型機船底 びき網	手繰第二種(餌 びき網)	3トン未満		別記31	1月1日から12月31日まで	山口県岩国市(旧玖珂郡由宇町に限る)に漁業根拠地を有する者のうち、小型機船底びき網手繰第一種(小手繰網)若しくは第二種(えびこぎ網又は大島水道を操業区域とする餌びき網)の許可を有しない者	○	○
33	小型機船底 びき網	手繰第二種(餌 びき網)	3トン未満		別記32	1月1日から12月31日まで	山口県柳井市(同市平郡に限る)に漁業根拠地を有する者のうち、小型機船底びき網手繰第一種(小手繰網)若しくは第二種(えびこぎ網又は大島水道を操業区域とする餌びき網)の許可を有しない者	○	○
34	小型機船底 びき網	手繰第二種(餌 びき網)	3トン未満		別記33	1月1日から12月31日まで	山口県熊毛郡平生町に漁業根拠地を有する者のうち、小型機船底びき網手繰第一種(小手繰網)若しくは第二種(えびこぎ網又は大島水道を操業区域とする餌びき網)の許可を有しない者	○	○
35	小型機船底 びき網	手繰第二種(餌 びき網)	3トン未満		別記34	1月1日から12月31日まで	山口県熊毛郡上関町(同町室津、同町四代、同町祝島除く)に漁業根拠地を有する者のうち、小型機船底びき網手繰第一種(小手繰網)若しくは第二種(えびこぎ網又は大島水道を操業区域とする餌びき網)の許可を有しない者	○	○
36	小型機船底 びき網	手繰第二種(餌 びき網)	3トン未満		別記35	1月1日から12月31日まで	山口県熊毛郡上関町(同町室津、同町四代、同町祝島除く)に漁業根拠地を有する者のうち、小型機船底びき網手繰第一種(小手繰網)若しくは第二種(えびこぎ網又は大島水道を操業区域とする餌びき網)の許可を有しない者	○	○

制限措置(岩国農林水産事務所、柳井農林水産事務所及び周南農林水産事務所 (光市に係るもの)管内に係るもの)

No	漁業名	制限措置:第11条					第14条第1項 第1号 継続	第14条第1項 第4号 承継	
		漁業種類	船舶の 総トン数	推進機関 の馬力数	操業区域	漁業時期			漁業を営む者の資格
37	小型機船底 びき網	手繰第二種(餌 びき網)	3トン未満		別記36	1月1日から12月31日 まで	山口県熊毛郡上関町(同町祝島に限 る)に漁業根拠地を有する者のうち、小 型機船底びき網手繰第一種(小手繰 網)若しくは第二種(えびこぎ網又は 大島水道を操業区域とする餌びき網) の許可を有しない者	○	○
38	小型機船底 びき網	手繰第二種(餌 びき網)	3トン未満		別記37	1月1日から12月31日 まで	山口県熊毛郡上関町(同町室津に限 る)に漁業根拠地を有する者のうち、小 型機船底びき網手繰第一種(小手繰 網)若しくは第二種(えびこぎ網又は 大島水道を操業区域とする餌びき網) の許可を有しない者	○	○
39	小型機船底 びき網	手繰第二種(餌 びき網)	3トン未満		別記38	1月1日から12月31日 まで	山口県柳井市(同市平郡及び旧玖珂郡 大島町除く)に漁業根拠地を有する者 のうち、小型機船底びき網手繰第一種 (小手繰網)若しくは第二種(えびこぎ 網又は大島水道を操業区域とする餌び き網)の許可を有しない者	○	○
40	小型機船底 びき網	手繰第二種(餌 びき網)	3トン未満		別記39	1月1日から12月31日 まで	山口県大島郡周防大島町(旧大島郡 久賀町に限る)に漁業根拠地を有する 者のうち、小型機船底びき網手繰第一 種(小手繰網)若しくは第二種(えびこ ぎ網又は大島水道を操業区域とする餌 びき網)の許可を有しない者	○	○
41	小型機船底 びき網	手繰第二種(餌 びき網)	3トン未満		別記40	1月1日から12月31日 まで	山口県大島郡周防大島町(旧大島郡 東和町に限る)に漁業根拠地を有する 者のうち、小型機船底びき網手繰第一 種(小手繰網)若しくは第二種(えびこ ぎ網又は大島水道を操業区域とする餌 びき網)の許可を有しない者	○	○
42	小型機船底 びき網	手繰第二種(餌 びき網)	3トン未満		別記41	1月1日から12月31日 まで	山口県大島郡周防大島町(旧大島郡 東和町に限る)に漁業根拠地を有する 者のうち、小型機船底びき網手繰第一 種(小手繰網)若しくは第二種(えびこ ぎ網又は大島水道を操業区域とする餌 びき網)の許可を有しない者	○	○

制限措置(岩国農林水産事務所、柳井農林水産事務所及び周南農林水産事務所 (光市に係るもの)管内に係るもの)

No	漁業名	制限措置:第11条						第14条第1項 第1号 継続	第14条第1項 第4号 承継
		漁業種類	船舶の 総トン数	推進機関 の馬力数	操業区域	漁業時期	漁業を営む者の資格		
43	小型機船底 びき網	手繰第二種(餌 びき網)	3トン未満		別記42	1月1日から12月31日 まで	山口県大島郡周防大島町(旧大島郡 橋町安下庄に限る)に漁業根拠地を有 する者のうち、小型機船底びき網手繰 第一種(小手繰網)若しくは第二種(え びこぎ網又は大島水道を操業区域とす る餌びき網)の許可を有しない者	○	○
44	小型機船底 びき網	手繰第二種(な まこぎ網)	3トン未満		別記50	11月1日から翌年3月31 日まで	山口県光市、熊毛郡田布施町、同郡平 生町及び同郡上関町に漁業根拠地を 有する者のうち、No.49の許可を有しな い者	○	○
45	小型機船底 びき網	手繰第二種(な まこぎ網)	3トン未満		別記29	11月8日から翌年3月31 日まで	山口県柳井市、岩国市、大島郡周防大 島町及び玖珂郡和木町に漁業根拠地 を有する者のうち、No.49の許可を有し ない者	○	○
46	小型機船底 びき網	手繰第三種(貝 桁網)	5トン未満		別記50	11月10日から翌年3月 31日まで	山口県光市、熊毛郡田布施町、同郡平 生町及び同郡上関町に漁業根拠地を 有する者	○	○
47	小型機船底 びき網	手繰第三種(貝 桁網)	5トン未満		別記29	12月7日から翌年4月19 日まで	山口県柳井市、岩国市、大島郡周防大 島町及び玖珂郡和木町に漁業根拠地 を有する者	○	○
48	小型機船底 びき網	手繰第三種(な まこ桁網)	3トン未満		別記50	11月1日から翌年3月31 日まで	山口県光市に漁業根拠地を有する者 のうち、No.49の許可を有しない者	○	○
49	小型機船底 びき網	手繰第三種(桁 網)	5トン未満		山口県内海	11月10日から翌年4月 19日まで	山口県の瀬戸内海側に漁業根拠地を 有する者		○
50	かご	かにかご	5トン未満	定めなし	別記43	6月1日から11月30日	山口県大島郡周防大島町(旧大島郡 久賀町に限る)に漁業根拠地を有する 者	○	○

制限措置(岩国農林水産事務所、柳井農林水産事務所及び周南農林水産事務所（光市に係るもの）管内に係るもの）

No	漁業名	制限措置: 第11条						第14条第1項 第1号 継続	第14条第1項 第4号 承継
		漁業種類	船舶の 総トン数	推進機関 の馬力数	操業区域	漁業時期	漁業を営む者の資格		
51	かご	かにかご	5トン未満	定めなし	別記44	6月1日から11月30日	山口県岩国市(同市柱島、同市通津、旧玖珂郡由宇町除く)に漁業根拠地を有する者	○	○
52	かご	あなごかご	5トン未満	定めなし	山口県内海。ただし、別記1及び別記15以外の共同漁業権設定区域を除く。	1月1日から12月31日まで	山口県光市(同市牛島除く)に漁業根拠地を有する者	○	○
53	かご	あなごかご	5トン未満	定めなし	山口県内海。ただし、別記4、別記5、別記6、別記7及び別記15以外の共同漁業権設定区域を除く。	1月1日から12月31日まで	山口県熊毛郡田布施町及び同郡平生町に漁業根拠地を有する者	○	○
54	かご	あなごかご	5トン未満	定めなし	山口県内海。ただし、別記8、別記14及び別記15以外の共同漁業権設定区域を除く。	1月1日から12月31日まで	山口県熊毛郡上関町(同町室津に限る)に漁業根拠地を有する者	○	○
55	かご	あなごかご	5トン未満	定めなし	山口県内海。ただし、別記9、別記10、別記11、別記14及び別記15以外の共同漁業権設定区域を除く。	1月1日から12月31日まで	山口県熊毛郡上関町(同町室津、同町祝島、同町四代除く)に漁業根拠地を有する者	○	○
56	かご	あなごかご	5トン未満	定めなし	山口県内海。ただし、別記12、別記14及び別記15以外の共同漁業権設定区域を除く。	1月1日から12月31日まで	山口県熊毛郡上関町(同町四代に限る)に漁業根拠地を有する者	○	○
57	かご	あなごかご	5トン未満	定めなし	山口県内海。ただし、別記13、別記14及び別記15以外の共同漁業権設定区域を除く。	1月1日から12月31日まで	山口県熊毛郡上関町(同町祝島に限る)に漁業根拠地を有する者	○	○
58	かご	あなごかご	5トン未満	定めなし	山口県内海。ただし、別記29以外の共同漁業権設定区域を除く。	1月1日から12月31日まで	山口県柳井市(同市平郡及び旧玖珂郡大島町を除く)に漁業根拠地を有する者	○	○
59	かご	あなごかご	5トン未満	定めなし	山口県内海。ただし、別記29以外の共同漁業権設定区域を除く。	1月1日から12月31日まで	山口県柳井市(同市平郡に限る)に漁業根拠地を有する者	○	○

制限措置(岩国農林水産事務所、柳井農林水産事務所及び周南農林水産事務所 (光市に係るもの)管内に係るもの)

No	漁業名	制限措置:第11条					第14条第1項 第1号 継続	第14条第1項 第4号 承継	
		漁業種類	船舶の 総トン数	推進機関 の馬力数	操業区域	漁業時期			漁業を営む者の資格
60	かご	あなごかご	5トン未満	定めなし	山口県内海。ただし、別記29以外の共同漁業権設定区域を除く。	1月1日から12月31日まで	山口県柳井市(旧玖珂郡大島町に限る)に漁業根拠地を有する者	○	○
61	かご	あなごかご	5トン未満	定めなし	山口県内海。ただし、別記29以外の共同漁業権設定区域を除く。	1月1日から12月31日まで	山口県岩国市(旧玖珂郡由宇町(神東除く)に限る)に漁業根拠地を有する者	○	○
62	かご	あなごかご	5トン未満	定めなし	山口県内海。ただし、別記29以外の共同漁業権設定区域を除く。	1月1日から12月31日まで	山口県岩国市(同市通津に限る)に漁業根拠地を有する者	○	○
63	かご	あなごかご	5トン未満	定めなし	山口県内海。ただし、別記29以外の共同漁業権設定区域を除く。	1月1日から12月31日まで	山口県岩国市(同市柱島、同市通津、旧玖珂郡由宇町除く)に漁業根拠地を有する者	○	○
64	かご	あなごかご	5トン未満	定めなし	山口県内海。ただし、別記29以外の共同漁業権設定区域を除く。	1月1日から12月31日まで	山口県岩国市(同市柱島に限る)に漁業根拠地を有する者	○	○
65	かご	あなごかご	5トン未満	定めなし	山口県内海。ただし、別記29以外の共同漁業権設定区域を除く。	1月1日から12月31日まで	山口県玖珂郡和木町に漁業根拠地を有する者	○	○
66	かご	あなごかご	5トン未満	定めなし	山口県内海。ただし、別記29以外の共同漁業権設定区域を除く。	1月1日から12月31日まで	山口県大島郡周防大島町(旧大島郡東和町に限る)に漁業根拠地を有する者	○	○
67	かご	あなごかご	5トン未満	定めなし	山口県内海。ただし、別記29以外の共同漁業権設定区域を除く。	1月1日から12月31日まで	山口県大島郡周防大島町(旧大島郡橘町浮島に限る)に漁業根拠地を有する者	○	○
68	かご	あなごかご	5トン未満	定めなし	山口県内海。ただし、別記29以外の共同漁業権設定区域を除く。	1月1日から12月31日まで	山口県大島郡周防大島町(旧大島郡橘町日良居に限る)に漁業根拠地を有する者	○	○
69	かご	あなごかご	5トン未満	定めなし	山口県内海。ただし、別記29以外の共同漁業権設定区域を除く。	1月1日から12月31日まで	山口県大島郡周防大島町(旧大島郡橘町安下庄に限る)に漁業根拠地を有する者	○	○

制限措置(岩国農林水産事務所、柳井農林水産事務所及び周南農林水産事務所 (光市に係るもの)管内に係るもの)

No	漁業名	制限措置:第11条					第14条第1項 第1号 継続	第14条第1項 第4号 承継	
		漁業種類	船舶の 総トン数	推進機関 の馬力数	操業区域	漁業時期			漁業を営む者の資格
70	かご	あなごかご	5トン未満	定めなし	山口県内海。ただし、別記29以外の共同漁業権設定区域を除く。	1月1日から12月31日まで	山口県大島郡周防大島町(旧大島郡久賀町に限る)に漁業根拠地を有する者	○	○
71	かご	あなごかご	5トン未満	定めなし	山口県内海。ただし、別記29以外の共同漁業権設定区域を除く。	1月1日から12月31日まで	山口県大島郡周防大島町(旧大島郡大島町に限る)に漁業根拠地を有する者	○	○
72	かご	雑魚かご	5トン未満	定めなし	別記50	1月1日から12月31日まで	山口県光市、熊毛郡田布施町、同郡平生町、同郡上関町に漁業根拠地を有する者	○	○
73	かご	雑魚かご	5トン未満	定めなし	別記50	1月1日から12月31日まで	山口県光市、熊毛郡田布施町、同郡平生町、同郡上関町に漁業根拠地を有する者	○	○
74	かご	雑魚かご	5トン未満	定めなし	別記50	1月1日から12月31日まで	山口県光市、熊毛郡田布施町、同郡平生町、同郡上関町に漁業根拠地を有する者	○	○
75	かご	雑魚かご	5トン未満	定めなし	別記50	1月1日から12月31日まで	山口県光市、熊毛郡田布施町、同郡平生町、同郡上関町に漁業根拠地を有する者	○	○
76	かご	雑魚かご	5トン未満	定めなし	別記50	1月1日から12月31日まで	山口県光市、熊毛郡田布施町、同郡平生町、同郡上関町に漁業根拠地を有する者	○	○
77	かご	雑魚かご	5トン未満	定めなし	別記50	1月1日から12月31日まで	山口県光市、熊毛郡田布施町、同郡平生町、同郡上関町に漁業根拠地を有する者	○	○
78	かご	雑魚かご	5トン未満	定めなし	別記29	1月1日から12月31日まで	山口県柳井市、岩国市、大島郡周防大島町、玖珂郡和木町に漁業根拠地を有する者のうち、No.91の許可を有しない者	○	○
79	かご	雑魚かご	5トン未満	定めなし	別記29	1月1日から12月31日まで	山口県柳井市、岩国市、大島郡周防大島町、玖珂郡和木町に漁業根拠地を有する者のうち、No.91の許可を有しない者	○	○

制限措置(岩国農林水産事務所、柳井農林水産事務所及び周南農林水産事務所 (光市に係るもの)管内に係るもの)

No	漁業名	制限措置:第11条						第14条第1項 第1号 継続	第14条第1項 第4号 承継
		漁業種類	船舶の 総トン数	推進機関 の馬力数	操業区域	漁業時期	漁業を営む者の資格		
80	かご	雑魚かご	5トン未満	定めなし	別記29	1月1日から12月31日まで	山口県柳井市、岩国市、大島郡周防大島町、玖珂郡和木町に漁業根拠地を有する者のうち、No.91の許可を有しない者	○	○
81	かご	雑魚かご	5トン未満	定めなし	別記29	1月1日から12月31日まで	山口県柳井市、岩国市、大島郡周防大島町、玖珂郡和木町に漁業根拠地を有する者のうち、No.91の許可を有しない者	○	○
82	かご	雑魚かご	5トン未満	定めなし	別記29	1月1日から12月31日まで	山口県柳井市、岩国市、大島郡周防大島町、玖珂郡和木町に漁業根拠地を有する者のうち、No.91の許可を有しない者	○	○
83	かご	雑魚かご	5トン未満	定めなし	別記29	1月1日から12月31日まで	山口県柳井市、岩国市、大島郡周防大島町、玖珂郡和木町に漁業根拠地を有する者のうち、No.91の許可を有しない者	○	○
84	かご	雑魚かご	5トン未満	定めなし	別記29	1月1日から12月31日まで	山口県柳井市、岩国市、大島郡周防大島町、玖珂郡和木町に漁業根拠地を有する者のうち、No.91の許可を有しない者	○	○
85	かご	雑魚かご	5トン未満	定めなし	別記29	1月1日から12月31日まで	山口県柳井市、岩国市、大島郡周防大島町、玖珂郡和木町に漁業根拠地を有する者のうち、No.91の許可を有しない者	○	○
86	かご	雑魚かご	5トン未満	定めなし	別記29	1月1日から12月31日まで	山口県柳井市、岩国市、大島郡周防大島町、玖珂郡和木町に漁業根拠地を有する者のうち、No.91の許可を有しない者	○	○
87	かご	雑魚かご	5トン未満	定めなし	別記29	1月1日から12月31日まで	山口県柳井市、岩国市、大島郡周防大島町、玖珂郡和木町に漁業根拠地を有する者のうち、No.91の許可を有しない者	○	○

制限措置(岩国農林水産事務所、柳井農林水産事務所及び周南農林水産事務所(光市に係るもの)管内に係るもの)

No	漁業名	制限措置:第11条						第14条第1項 第1号 継続	第14条第1項 第4号 承継
		漁業種類	船舶の 総トン数	推進機関 の馬力数	操業区域	漁業時期	漁業を営む者の資格		
88	かご	雑魚かご	5トン未満	定めなし	別記29	1月1日から12月31日まで	山口県柳井市、岩国市、大島郡周防大島町、玖珂郡和木町に漁業根拠地を有する者のうち、No.91の許可を有しない者	○	○
89	かご	雑魚かご	5トン未満	定めなし	別記29	1月1日から12月31日まで	山口県柳井市、岩国市、大島郡周防大島町、玖珂郡和木町に漁業根拠地を有する者のうち、No.91の許可を有しない者	○	○
90	かご	雑魚かご	5トン未満	定めなし	別記29	1月1日から12月31日まで	山口県柳井市、岩国市、大島郡周防大島町、玖珂郡和木町に漁業根拠地を有する者のうち、No.91の許可を有しない者	○	○
91	かご	雑魚かご	5トン未満	定めなし	別記45	1月1日から12月31日まで	山口県大島郡周防大島町(旧大島郡橘町安下庄、旧大島郡東和町に限る)に漁業根拠地を有する者のうち、No.72～No.90の許可を有しない者	○	
92	かご	雑魚かご(大島水道)	5トン未満	定めなし	別記46	1月1日から12月31日まで	山口県柳井市(同市平郡、旧玖珂郡大島町除く)に漁業根拠地を有する者	○	○
93	かご	雑魚かご(大島水道)	5トン未満	定めなし	別記47	1月1日から12月31日まで	山口県柳井市(旧玖珂郡大島町)に漁業根拠地を有する者	○	○
94	かご	雑魚かご(大島水道)	5トン未満	定めなし	別記48	1月1日から12月31日まで	山口県大島郡周防大島町(旧大島郡大島町に限る)に漁業根拠地を有する者	○	○
95	建網	建網	5トン未満	定めなし	別記49	4月1日から12月31日まで	山口県大島郡周防大島町(旧大島郡橘町安下庄、旧大島郡東和町に限る)に漁業根拠地を有する者	○	
96	ごち網	たいーそうローラーごち網	5トン未満	定めなし	山口県内海	1月1日から12月31日まで	山口県の瀬戸内海側に漁業根拠地を有する者	○	○
97	はえ縄	ふぐはえ縄	5トン未満	定めなし	山口県内海	1月1日から12月31日まで	山口県の瀬戸内海側に漁業根拠地を有する者	○	○

制限措置(岩国農林水産事務所、柳井農林水産事務所及び周南農林水産事務所 (光市に係るもの)管内に係るもの)

No	漁業名	制限措置:第11条						第14条第1項 第1号 継続	第14条第1項 第4号 承継
		漁業種類	船舶の 総トン数	推進機関 の馬力数	操業区域	漁業時期	漁業を営む者の資格		
98	はえ縄	たい、はも、あな ごはえ縄	5トン未満	定めなし	山口県内海	1月1日から12月31日ま で	山口県の瀬戸内海側に漁業根拠地を 有する者	○	○
99	小型定置網	落網	定めなし	定めなし	別記52	1月1日から12月31日ま で	山口県岩国市(同市通津、旧玖珂郡由 宇町除く)に漁業根拠地を有する者ま たは漁業協同組合のうち、関係する共 同漁業権者の同意を得た者		